

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する  
地方公共団体の数の減少及び同委員会の共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、  
令和 5 年 3 月 31 日限り、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会  
から白石市外 2 町組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定  
委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第 3 項において  
準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

(別紙)

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「・白石市外2町組合」を削る。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。